

2022年度版

看護学生奨学金貸付事業 看護師等奨学金返還支援事業

の手引き

(認定医療介護施設等用)



「気仙沼市看護学生奨学金貸付事業」は、将来、市内の認定医療介護施設等の看護師又は准看護師として業務に従事しようとする気仙沼市医師会附属准看護学校の学生を対象に、奨学金を貸与し、修学を容易にすることで、市内における看護人材の確保及び定着を図ることを目的とする事業です。

「気仙沼市看護師等奨学金返還支援事業」は、市内の認定医療介護施設等に看護師又は准看護師として勤務し、奨学金を返還する方を対象に、当該奨学金の返還を支援する補助金を交付することで、市内における看護人材の確保及び定着を図ることを目的とする事業です。

気 仙 沼 市

■ お問い合わせ先

気仙沼市保健福祉部健康増進課
〒988-0066 気仙沼市東新城2丁目2番地1
電話：0226-21-1212
FAX：0226-21-1016

目 次

1	気仙沼市内の看護人材の確保及び定着について	1 ページ
	(1) 気仙沼市看護学生奨学金貸付事業	1 ページ
	(2) 気仙沼市看護師等奨学金返還支援事業	2 ページ
	(3) スケジュール等（主な目安）	2 ページ
2	事業者の認定及び認定医療介護施設等について	3 ページ
	(1) 事業者の認定	3 ページ
	(2) 認定医療介護施設等	4 ページ
	(3) 事業者の認定の取消し	4 ページ
3	看護学生奨学金貸付事業の事業者の認定手続き等について	5 ページ
	(1) 事業者の認定申請	5 ページ
	(2) 事業者の認定	5 ページ
	(3) 医療介護施設等の届出	5 ページ
4	看護師等奨学金返還支援事業の事業者の認定手続き等について	6 ページ
	(1) 事業者の認定申請	6 ページ
	(2) 事業者の認定	6 ページ
	(3) 医療介護施設等の届出	6 ページ
5	看護学生奨学金貸付について	7 ページ
	(1) 貸付対象者	7 ページ
	(2) 貸付金額	7 ページ

(3) 貸付期間	7ページ
(4) 奨学金の交付	7ページ
(5) 奨学金の貸付けの休止	8ページ
(6) 奨学金の貸付けの停止	8ページ
(7) 奨学金の償還	8ページ
(8) 償還の猶予	8ページ
(9) 償還の免除	9ページ

6 看護師等奨学金返済支援補助金について 10ページ

(1) 補助対象者	10ページ
(2) 補助金額	11ページ
(3) 補助対象期間	11ページ
(4) 補助金の交付の条件	11ページ

付 録 〈様式〉 13ページ

本手引きの用語

- **医療介護施設等**……気仙沼市の区域内に存する医療法に規定する病院，診療所及びその他法令の規定により看護師又は准看護師の配置が必要とされる施設。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（気仙沼市立病院及び気仙沼市立本吉病院を除く。）

イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム，同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第12項に規定する福祉用具貸与及び同条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う事業を除く。），同条第14項に規定する地域密着型サービス事業，同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与及び同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業を除く。），同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業又は同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所

カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

キ その他法令の規定により看護師等の配置が必要とされる施設

- **養成施設**……保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第21条までの規定により文部科学大臣若しくは都道府県知事が指定した保健師，助産師又は看護師を養成する学校若しくは養成所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院（看護学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに限る。）をいう。

- **奨学金**……看護師又は准看護師の免許を取得するための養成施設の在学期間中の経費及び学費に充てることを目的として借り受けた資金のうち次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

イ 宮城県看護学生修学資金

- ウ 宮城県母子父子寡婦福祉資金貸付金修学資金
- エ 気仙沼市奨学金
- オ 公益財団法人交通遺児育英会奨学金
- カ 一般財団法人あしなが育英会奨学金
- キ 宮城県社会福祉協議会生活福祉資金教育支援資金
- ク 気仙沼育英会奨学金
- ケ 前各号に掲げるもののほか、これらに類する奨学金として市長が認めるもの

(注意) 本手引きは、事業の概要等を取りまとめたものであり、詳しくは、下記の条例等を御確認願います。

- ① 気仙沼市看護学生奨学金貸付条例（以下「条例」という。）
- ② 気仙沼市看護学生奨学金貸付条例施行規則
- ③ 気仙沼市補助金等交付規則
- ④ 気仙沼市看護師等奨学金返還支援補助金交付要綱

1 気仙沼市内の看護人材の確保及び定着について

当地域においては、急性期医療から慢性期・在宅医療、介護に至るまで、一連の医療・介護サービス等を切れ目なく提供できる体制の構築が望まれています。

一方では、その体制を支える看護人材の不足が深刻化しています。

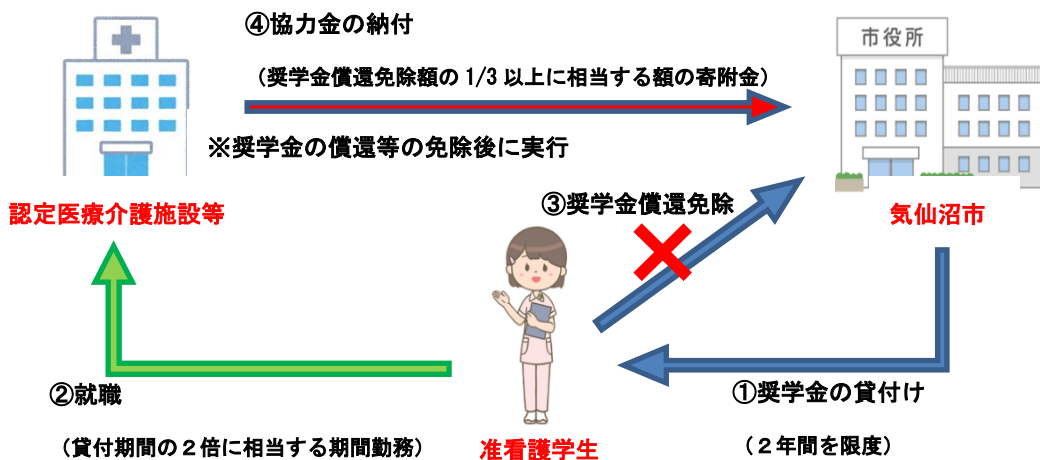
このため、本市と認定医療介護施設等^{※1}の協力による看護学生奨学金貸付事業及び看護師等奨学金返還支援事業の創設・開始により、市内における看護人材の確保及び定着の促進を図ります。

※1 「認定医療介護施設等」…市長の認定を受けた事業者が経営する医療介護施設等をいう。
→ 4 ページ 2 (2) を参照

(1) 気仙沼市看護学生奨学金貸付事業

将来、認定医療介護施設等に看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）として勤務しようとする気仙沼市医師会附属准看護学校の学生を対象に、予算の範囲内で奨学金を貸与します。

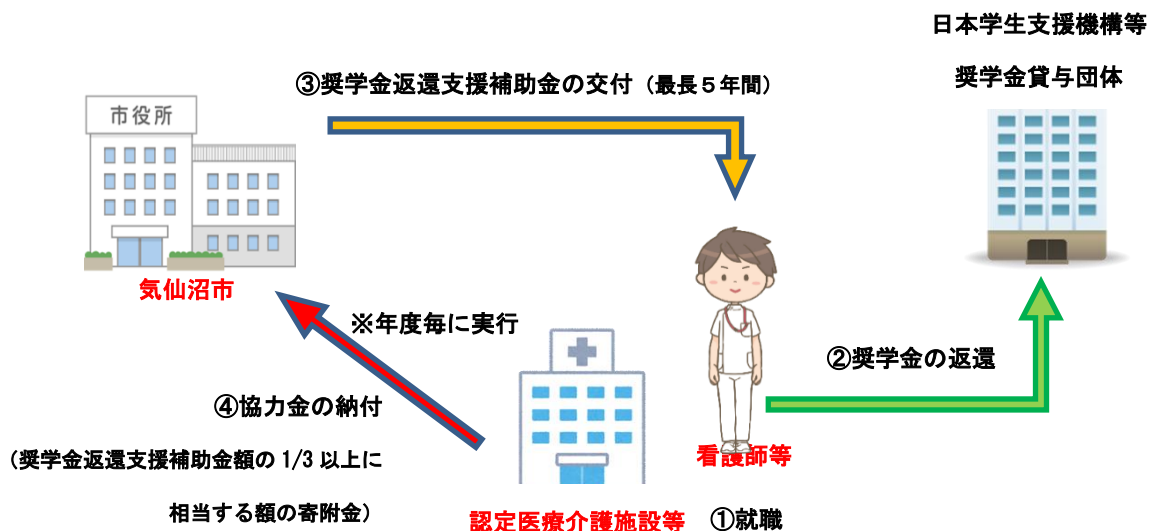
【事業イメージ】



(2) 気仙沼市看護師等奨学金返還支援事業

認定医療介護施設等に勤務する看護師等を対象に、奨学金の返還を支援する補助金を交付します。

【事業イメージ】



(3) スケジュール等（主な目安）

時期	看護学生奨学金貸付事業	看護師等奨学金返還支援事業
3月中旬	制度周知	制度周知
4月上旬	事業者の申請受付、認定 認定医療介護施設等の周知 奨学金貸付希望者の募集	事業者の申請受付、認定 認定医療介護施設等の周知 補助対象者の募集
4月下旬	選考会議の開催、貸付けの決定（市） 奨学金貸付け実行（市）	選考会議の開催、交付決定（市） 奨学金返還実行（補助対象者）
翌年3月		補助金の交付（補助対象者）
4月	（繰り返し）貸付期間2年間限度	協力金の納付（事業者）
翌々年		（繰り返し）補助対象期間60月以内
4月	認定医療介護施設に准看護師として就職 貸付期間の2倍の期間勤務→奨学金返還免除（奨学生） 協力金の納付（事業者）	

2 事業者の認定及び認定医療介護施設等について

(1) 事業者の認定

気仙沼市看護学生奨学金貸付事業又は気仙沼市看護師等奨学金返還事業の趣旨に賛同し、本市とともに、看護師等の看護人材の確保及び定着の促進に努める事業者を募集します。

事業者は、次の全ての要件を満たすことについて、申請により、市長の認定を受けることができます。

①看護学生奨学金貸付事業の場合

ア看護学生奨学金の貸付けを受けた者を看護師等として勤務させる医療介護施設等を有すること。

イ本市に対して、協力金^{※2}を納付する予定であること。

ウ市税の滞納がないこと。

※2「協力金」…気仙沼市看護学生奨学金の費用に充てることを指定した寄附金で、自らが経営する医療介護施設等に採用した気仙沼市看護学生奨学金の貸付けを受けた者が、条例第13条第1項の規定により償還の免除となったときの当該免除額の3分の1以上に相当する額のことをいう。

※償還の免除 → 9ページ5(9)を参照

②看護師等奨学金返還支援事業の場合

ア気仙沼市看護学校等奨学金返還支援補助金交付要綱による奨学金を返還し、又は返還する予定である者を看護師等として勤務させる医療介護施設等を有すること。

イ本市に対して、協力金^{※3}を納付する予定であること。

ウ市税の滞納がないこと。

※³「協力金」…気仙沼市看護学校等奨学金返還支援補助金の費用に充てることを指定した寄附金で、自らが経営する医療介護施設等に採用した気仙沼市看護学校等奨学金返還支援補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が受ける補助金の額の3分の1以上に相当する額のことをいう。

（2）認定医療介護施設等

市長の認定を受けた事業者が経営する医療介護施設等をいいます。

①看護学生奨学金貸付事業の場合

看護学生奨学金の貸付けを受けた者を看護師等として勤務させる医療介護施設等に限る。

②看護師等奨学金返還支援事業の場合

奨学金を返還し、又は返還する予定である者を看護師等として勤務させる医療介護施設等に限る。

（3）事業者の認定の取消し

市長の認定を受けた事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取消します。

①看護学生奨学金貸付事業の場合

ア前述 2（1）①ア～ウの要件を満たさなくなったとき。

イ市長が看護学生奨学金貸付事業者として不相当であると認めるとき。

②看護師等奨学金返還支援事業の場合

ア前述 2（1）②ア～ウの要件を満たさなくなったとき。

イ市長が看護師等奨学金返還支援補助金事業者として不相当であると認めるとき。

3 看護学生奨学金貸付事業の事業者の認定手続き等について

(1) 事業者の認定申請

市長の認定を受けようとする事業者は、看護学生奨学金貸付事業者認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請願います。

- ①市税の各税目に関する滞納がないことの納税証明書又は市税の納付状況等に関する照会同意書（別紙）
- ②その他市長が必要と認める書類

なお、年度毎に申請しなければなりません。

(2) 事業者の認定

市長は、認定申請があったときは、速やかに内容を審査の上認定の可否を決定し、当該申請者に通知します。

(3) 医療介護施設等の届出

市長の認定を受けた事業者は、認定医療介護施設等を閉鎖したときは、看護学生奨学金貸付医療介護施設等届出書（様式第4号）に、市長が必要と認める書類を添付して、届け出なければなりません。

4 看護師等奨学金返還支援事業の事業者の認定手続き等について

(1) 事業者の認定申請

市長の認定を受けようとする事業者は、看護師等奨学金返還支援補助金事業者認定申請書（様式第 11 号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請願います。

- ①市税の各税目に関する滞納がないことの納税証明書又は市税の納付状況等に関する照会同意書（別紙）
- ②その他市長が必要と認める書類

なお、年度毎に申請しなければなりません。

(2) 事業者の認定

市長は、認定申請があったときは、速やかに内容を審査の上認定の可否を決定し、当該申請者に通知します。

(3) 医療介護施設等の届出

市長の認定を受けた事業者は、認定医療介護施設等を閉鎖したときは、看護師等奨学金返還支援補助金医療介護施設等届出書（様式第 14 号）に、市長が必要と認める書類を添付して、届け出なければなりません。

5 看護学生奨学金貸付について

(1) 貸付対象者

気仙沼市医師会附属准看護学校（以下「学校」という。）に入学を許可された者又は在学する者であって、「認定医療介護施設等※」に看護師等として勤務※⁴する意思を有する方です。

※⁴「勤務」…期間の定めのない労働契約による勤務に限るもの。

※認定医療介護施設等→4 ページ 2 (2) ①を参照

(2) 貸付金額

奨学金の貸付金額は、月額 50,000 円（無利息）です。
ただし、予算の範囲内となります。

(3) 貸付期間

奨学金の貸付期間は、2年間で限度となります。ただし、市長が特に必要と認めるときは、貸付期間を延長することができます。

(4) 奨学金の交付

奨学金の交付は、4月から9月までの分を第1期分、10月から翌年3月までの分を第2期分とし、当該期分を一括して交付します。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該年度分を一括して交付することができます。

(5) 奨学金の貸付けの休止

奨学金の貸付けを受けている者が次のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付けを休止します。

- ①学校を休学したとき。
- ②学校において停学の懲戒処分を受けたとき。

(6) 奨学金の貸付けの停止

奨学金の貸付けを受けている者が次のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学金の貸付けを停止します。

- ①死亡したとき。
- ②学校を退学したとき。
- ③奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ④心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ⑤その他、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(7) 奨学金の償還

奨学金は、学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に、半年賦又は年賦の均等償還の方法により償還していただきます。

また、奨学金の貸付けが停止されたときにも、同様に償還していただきます。

(8) 償還の猶予

奨学金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間、貸付けを受けた奨学金の償還及び延滞利息の支払(以下「奨学金の償還等」という。)の全部又は一部を猶予します。

- ①奨学金の貸付けを停止された後も引き続き学校に在籍するとき。
- ②学校を卒業後、認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事しているとき。
- ③学校を卒業後、認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事するため、受験準備をしているとき。
- ④学校を卒業後、更に養成施設に在学しているとき。
- ⑤心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の償還等が困難であると認められるとき。

(9) 償還の免除

奨学金の貸付けを受けた者が学校を卒業後3年以内(学校を卒業後更に養成施設に入学した方にあつては、当該養成施設を修業又は卒業後3年以内)に認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事し、かつ、次のいずれかに該当するときは、奨学金の償還等の全部を免除します。

- ①認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事した期間が奨学金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達したとき。(当該業務従事期間中に休職又は停職(以下「休職等」という。)の期間があるときは、休職等の期間の開始の日の属する月から休職等の期間の終了の日の属する月までの月数は、業務従事期間に含めない。)
- ②当該業務従事期間に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難になったとき。

上記のほか、奨学金の貸付けを受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により奨学金の償還等が困難となったときは、その全部又は一部を免除します。

6 看護師等奨学金返済支援補助金について

(1) 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する方です。

- ①自己の名義で借り受けた奨学金を利用して看護師等の免許を取得し、かつ、当該奨学金を月賦、半年賦又は年賦により自ら返還し、又は補助金の交付申請日の属する年度内に返還を開始する予定である者
- ②補助金の交付申請日において、認定医療介護施設等^{*}の看護師等として業務に従事している者（令和2年4月1日以降に業務に従事した者に限る。）
- ③奨学金の返還に滞納がない者
- ④市税に滞納がない者
- ⑤気仙沼市暴力団排除条例（平成25年気仙沼市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者
- ⑥気仙沼市看護師等奨学金返還支援補助金の交付を受けたことのない者（交付対象期間にある者には適用しない。）
- ⑦補助金の交付を受けようとする期間において、本補助金と同様な奨学金の返還支援を目的とする制度の補助を受けていない者

^{*}「認定医療介護施設等」→ 4 ページ 2 (2) ②を参照

(2) 補助金額

補助金額は、補助対象者が補助金の交付申請日の属する年度内に返還した奨学金の額^(※)となります(年額200,000円が上限)。

^(※) 繰上返還した場合における奨学金及び奨学金の返還遅延により生じた延滞金は含まない。

ただし、補助金の交付を申請する年度において、認定医療介護施設等の業務に従事した期間が1年に満たない場合は、当該返還した奨学金の額に、業務に従事した月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数は、その端数を切り捨てた月数)を12で除して得た数を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、補助対象の奨学金の額とします。

(3) 補助対象期間

現に奨学金を返還する期間とし、補助金の交付決定通知において定める月から60月以内とし、月単位で設定します。

(4) 補助金の交付の条件

補助金の交付の条件は、次のとおりです。

- ① 交付を受けた補助金は、奨学金の返還に使用するものとし、目的外に使用してはならないこと。
- ② 補助金の交付を受けている期間に、病気休暇、休職、停職その他これらに類する勤務状況の変化が生じたときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- ③ 市長が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることがあること。
- ④ その他、市長が必要と認める条件。

付録 〈様式〉

1 看護学生奨学金貸付事業

- (1) 看護学生奨学金貸付事業者認定申請書（様式第1号） 14 ページ
- (2) 市税の納付状況等に関する照会同意書（別紙） 16 ページ
- (3) 看護学生奨学金貸付医療介護施設等届出書（様式第4号） 17 ページ

2 看護師等奨学金返還支援事業

- (1) 看護師等奨学金返還支援補助金事業者認定申請書（様式第11号） 18 ページ
- (2) 市税の納付状況等に関する照会同意書（別紙） 20 ページ
- (3) 看護師等奨学金返還支援補助金医療介護施設等届出書（様式第14号） 21 ページ

様式第1号（第3条関係）

看護学生奨学金貸付事業者認定申請書

年 月 日

気仙沼市長 宛

申請者 氏 名 ⑩

気仙沼市看護学生奨学金貸付条例第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業者

個人	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
法人	ふりがな	
	名 称	
	ふりがな	
	代表者名	
	住 所	
	電話番号	

2 事業者の経営する医療介護施設等（気仙沼市看護学生奨学金の貸付けを受けていた者を看護師等として勤務させる医療介護施設等）

施設名称	所在地	電話

3 添付書類

- (1) 市税の各税目に関する滞納がないことの納税証明書又は市税の納付状況等に関する照会同意書（別紙）

私は、気仙沼市に対し、協力金（気仙沼市看護学生奨学金の費用に充てることを指定した、自らが経営する医療介護施設等に採用した気仙沼市看護学生奨学金の貸付けを受けた者が気仙沼市看護学生奨学金貸付条例第13条第1項の規定により奨学金の償還の免除となったときには、当該償還の免除額の3分の1以上に相当する額の寄附に限る。）を納付する予定である。

年 月 日 氏名 _____ 印

(別紙)

市税の納付状況等に関する照会同意書

年 月 日

気仙沼市長 宛

住 所

氏 名

⑩

私は、気仙沼市看護学生奨学金貸付条例第4条第2項の規定による申請にあたり、気仙沼市が所有する私の下記の事項について、情報を所有する所管課に照会し、確認することに同意します。

記

【照会・確認事項】

気仙沼市の市税の納付状況等に関すること(税目・税額・滞納額の有無等)

様式第4号（第4条関係）

看護学生奨学金貸付医療介護施設等届出書

年 月 日

気仙沼市長 宛

事業者 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号で通知のあった事業者認定に関して、医療介護施設等を閉鎖したので、気仙沼市看護学生奨学金貸付条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 閉鎖した医療介護施設等
（名 称）
（所在地）

- 2 閉鎖した医療介護施設等以外の施設の有無
 - ・ 有り （名 称）
（所在地）

 - ・ 無し

様式第11号（第18条関係）

看護師等奨学金返還支援補助金事業者認定申請書

年 月 日

気仙沼市長 宛

申請者 氏 名 ⑩

気仙沼市看護師等奨学金返還支援補助金交付要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業者

個人	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
法人	ふりがな	
	名 称	
	ふりがな	
	代表者名	
	住 所	
	電話番号	

2 事業者の経営する医療介護施設等（奨学金を返還し、又は返還する予定である者を看護師等として勤務させる医療介護施設等）

施設名称	所在地	電話

3 添付書類

- (1) 市税の各税目に関する滞納がないことの納税証明書又は市税の納付状況等に関する照会同意書（別紙）

私は、気仙沼市に対し、協力金（気仙沼市看護師等奨学金返還支援補助金の費用に充てることを指定した、自らが採用した気仙沼市看護師等奨学金返還支援補助金の交付決定者が受ける補助金の額の3分の1以上に相当する額の寄附に限る。）を納付する予定である。

年 月 日 氏名 _____ ㊟

(別紙)

市税の納付状況等に関する照会同意書

年 月 日

気仙沼市長 宛

住 所

氏 名

印

私は、気仙沼市看護師等奨学金返還支援補助金交付要綱第18条第2項の規定による申請にあたり、気仙沼市が所有する私の下記の事項について、情報を所有する所管課に照会し、確認することに同意します。

記

【照会・確認事項】

気仙沼市の市税の納付状況等に関すること(税目・税額・滞納額の有無等)

様式第14号（第19条関係）

看護師等奨学金返還支援補助金医療介護施設等届出書

年 月 日

気仙沼市長 宛

事業者 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号で通知のあった事業者認定に関して、医療介護施設等を閉鎖したので、気仙沼市看護師等奨学金返還支援補助金交付要綱第19条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 閉鎖した医療介護施設等
（名 称）
（所在地）

- 2 閉鎖した医療介護施設等以外の施設の有無
 - ・ 有り （名 称）
（所在地）

 - ・ 無し